

平成26年度 第7回 経営戦略会議 審議結果

日時：平成26年11月18日（火）9：00～11：30

場所：5階庁議室

<議題1>9：00～9：30

【議題】 第6期熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について

【提案局】 健康福祉子ども局（高齢介護福祉課）
説明者：宮本健康福祉子ども局長（菊地高齢介護福祉課長）

【出席者】 幸山市長、高田副市長、牧副市長、飯銅総務局長、原本企画振興局長、木下財政局長、大久保都市建設局次長、前渚中央区長、西島東区長、永田西区長、永目南区長、田上北区長、田中消防局次長

【付議内容】 第6期熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）を確定したい。

【資料】 ◇付議事項調書（様式1）
◇【資料1】第6期くまもとはつらつプラン策定にあたって、第6期くまもとはつらつプラン（素案）の概要
◇【資料2】くまもとはつらつプラン（素案）
◇【参考資料】サービス量の見込み及び保険料の設定について
◇【別添資料1】策定委員会及び専門委員会における主な意見等
◇【別添資料2-1】第6期はつらつプランにおける整備量の根拠
◇【別添資料2-2】第3回 サービス量の見込みに関する専門委員会資料
◇【別添資料3】現時点で予想される主な新規・拡充事業
◇政策調整会議内容検討表（様式4）

【審議結果】 ◆原案了承

【議事概要】 ◇第6期熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について確定した。

【審議の経過】 ◇団塊の世代が75歳となる2025年は要介護者数が増え、元気

な高齢者の割合は低下するものと考えられるため、熊本市の健康寿命がわかるのであれば健康寿命を延ばすということを補助的な目標として掲げてはいかがか。もしくは、健康寿命を延ばしていくという表現を計画に盛り込むのはいかがか。

(高田副市長、牧副市長)

⇒健康寿命は都道府県、政令指定都市ごとに推計されているものであり、前回の平成 22 年度調査では熊本市の健康寿命は判明していない。健康寿命を延ばしていくことについては計画に記載する。(田端健康福祉子ども局長)

◇生活支援について平成 29 年度導入予定とのことであるが、市民にとっては関心の高いものであるため、具体的な取り組みについては今から少しずつでも検討していくべき。(前淵中央区長)

◇本計画期間における職員配置予定数について、今後協議が必要。(飯銅総務局長)

◇国から提供されるデータが揃い次第、給付費や保険料の設定については協議が必要。(木下財政局長)

◇整備する施設の選定にあたり、策定予定の立地適正化計画を考慮するとはどういうことか。(高田副市長)

⇒施設整備事業者の選定については点数制を採用しているが、居住を誘導したい区域に施設整備を予定する事業者においては、加点を行うといった手法を考えている。(高齢介護福祉課)

◇地域包括ケアシステムについては、市民一人ひとりに理解していただけるよう、シンポジウムの開催やメディアを利用した情報発信など、周知の方法を十分に検討することが必要。また、行政が他職種と連携していくなどの意識を持って取り組んでいくことが重要。(幸山市長)

⇒地域包括ケアシステムの構築が必要であることは発信しているものの、どういった将来像を描いて取り組んでいくのかの具体的な内容については今後検討し、市民に協力していただくためには十分な周知を行い、計画の推進に努めてまいりたい。(宮本健康福祉子ども局長)

<議題 2>9 : 50 ~ 10 : 50

【議 題】 熊本市住生活基本計画（素案）について

【提 案 局】 都市建設局（建築計画課）
説明者：大久保都市建設局次長

【出 席 者】 幸山市長、高田副市長、牧副市長、飯銅総務局長、原本企画振興局長、木下財政局長、宮本健康福祉子ども局長、中村環境局次長、多野農水商工局長、津曲観光文化交流局次長、前渕中央区長、西島東区長、永田西区長、永目南区長、田上北区長、田中消防局次長、岡教育長

【付議内容】 熊本市住生活基本計画の素案を確定したい。

【資 料】 ◇付議事項調書（様式 1）
◇【資料 1】熊本市住生活基本計画（素案）の概要
◇【資料 2】熊本市住生活基本計画（素案）
◇【別紙】主な具体的取り組み一覧
◇政策調整会議内容検討表（様式 4）

【審議結果】 ◆一部整理のうえ了承

【議事概要】 ◇熊本市住生活基本計画（素案）について、以下の点に対応の上、了承した。

- ・暮らしやすい、住みやすい状態の明確なビジョンを持ち、再度、計画全体を点検し、見直すべき点については修正すること。
- ・郊外と中心部において、ライフサイクルを意識した住み替え施策に取り組むこと。
- ・居住支援協議会を含めた空き家バンクのあり方について検討すること。
- ・基本理念や基本方針において定住促進に関する記載を加えること。
- ・本計画および空き家取組み指針において、農村部の集落維持という観点からの空き家対策を加えること。
- ・市営住宅削減戸数については、具体的な数値の設定や表記について再度検討を行うこと。
- ・市営住宅使用料収納率については、現年の収納率 97%に近い数値を努力目標に掲げることを検討すること。

- ・成果指標の設定については必要性を踏まえ再度確認すること。
- ・県営住宅との将来的な連携について、今後検討を行うこと。
- ・将来的には民間を含めた老朽中高層マンションの建替え促進を検討すること。

- 【審議の経過】
- ◇本市においては、団塊の世代の方々が退職後に居住環境の利便性を求め、郊外から中心部のマンション等に住み替える傾向がある。ここに子育て世代が住み替える場合、リフォームを助成するなどの検討をおこなってはどうか。(牧副市長)
 - ⇒本計画に盛り込んでいるリバースモーゲージも含めて、取り組んでまいりたい。(大久保都市建設局次長)
 - ◇本計画における住宅政策が、定住促進の要素であるといった記載を、基本理念や基本方針の部分に追記していただけないか。(多野農水商工局長)
 - ⇒少子化対策も踏まえ、計画策定までに、よりわかりやすい表現を加えてまいりたいと考える。(大久保都市建設局次長)
 - ◇少子高齢化に伴う農村部の集落維持を目的とした中緑などの取組みもあるため、空き家取組み指針には、農村部の集落維持という観点からの空き家対策を盛り込んでいただきたい。(永目南区長)
 - ⇒併せて、西区においても定住促進のモデルとなる事業に取り組む予定であるため、本計画の空き家対策に、農村部に関する記載を加えていただきたい。(永田西区長)
 - ◇空き家バンクについては、居住支援協議会を充実させ、当該協議会が主となることが熊本市型であると考えている。そのような認識でよろしいか。(高田副市長)
 - ⇒居住支援協議会を含めた空き家バンクのあり方について検討してまいりたい。(大久保都市建設局次長)
 - ◇本計画においての県営住宅との調整はどの程度反映されているのか。(高田副市長)
 - ⇒現状、県営住宅と市営住宅の連携は図っていないものの、市営住宅の建替えを検討していく際には、資産マネジメントの観点からも、県営住宅の立地や今後のあり方を含めた形での検討が必要であると考えている。(大久保都市建設局次長)
 - ◇戸建ての空き家対策のみならず、将来的には、民間を含めた

老朽化した中高層マンションの建替え促進についても意識しているか。(高田副市長)

⇒緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建物 340 棟のうち 185 棟について耐震診断補助に関する周知を図っている。また、築年数が経過した 2 階建て鉄骨アパートについても、空き家や耐震性の問題が目立っているため、国の法改正等の動向を注視し検討していく必要があると考える。(大久保都市建設局次長・堀建築計画課長)

◇市営住宅の 13,000 戸は明らかに過大であると考えており、また、公共施設のマネジメント計画においても、大幅に削減する必要があるという方向性が見えてきている中で、本計画の 100 戸減はいかがなものか。例えば、本計画においては居住促進エリア以外の建替えは行わないと明記し、具体的な削減戸数は掲げないという手段は取れないのか。(木下財政局長)

⇒全国的に人口減少社会を迎える中で、100 戸減という目標はむしろ総数を維持すると言っているようなものである。財政局長の意見に賛同する。(牧副市長)

⇒改めて検討させていただきたい。(伊東住宅課長)

◇使用料の徴収率については、使用料で維持管理を行っていくという原則的考えを持つべきであり、10 年間の計画を策定するにあたっては、現年の 97%に近い数値を努力目標に掲げる必要がある。(木下財政局長)

⇒再度、可能な限り検討させていただきたい。(伊東住宅課長)

◇成果指標の重複が見受けられる。また、これらの指標が暮らしやすさに直結するのかが疑問である。更には、暮らしやすい、住みやすいというものがどういう状態なのか、また、それらを人口減少社会の中でどう確保するのかという点がぼやけてしまっているため、再度、全体を見直していただきたい。(幸山市長)

<議題 3>11 : 00 ~ 11 : 30

【議 題】 個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続き等に関する条例（素案）について

【提 案 局】 企画振興局（市民協働課）
説明者：原本局長（永田副課長）

【出 席 者】 幸山市長、高田副市長、牧副市長、飯銅総務局長、原本企画振興局長、木下財政局長

【付議内容】 個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続き等に関する条例（素案）を確定したい。

【資 料】 ◇付議事項調書（様式1）
◇【資料1】市民税の寄付金控除の対象となるNPO法人を条例で指定する条例個別指定制度の概要
◇【資料2】熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（素案）骨子
◇【資料3】熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（素案）
◇【資料4】特定非営利活動法人条例個別指定制度 条例制定予定表
◇【資料5】他都市NPO法人条例個別指定制度の基準比較
◇【資料6】NPO法人の現状について
◇【参考資料1】指定法人の対象となる区域について（資料2関係）
◇政策調整会議内容検討表（様式4）

【審議結果】 ◆原案了承

【議事概要】 ◇個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続き等に関する条例（素案）（案）について、以下の点に対応の上、了承した。
・指定のための基準に関して、努力していない特定非営利活動法人を排除できるような制度運用をすること。

【審議の経過】 ◇特定非営利活動法人以外の者からの支持を示す実績として定める基準の中で、ボランティアで法人の特定非営利活動に実際に従事した実人数が年平均10人以上であることとあるが、実際に従事した実人数という定義ではその従事の程度を問うことができず、名ばかりのボランティアが実績としてあげられかねない。そこで、「相当程度」という表現を追記してはどうか。
(牧副市長)

⇒ボランティアの活動の実態は、活動状況の写真を確認するなど、その従事の実態についてしっかり把握をしたい。現在、熊本県の700ある法人の中で、認定法人は2法人しかない。今回提案している指定基準においても、基準をクリアできるのは1割程度しかない。県の基準では指定できるのは2法人しか該当しない。検討委員会においても、法改正の趣旨も鑑みて、市の基準については、国の基準とは違う、努力に応じて達成できる基準にして欲しいという意見があったことも踏まえて、努力していない法人を排除できる制度の運用をするものとし、指定の基準については努力すれば達成できる基準にしたい。(古庄企画振興局次長)

◇こういった条例を作ることによって、他都市では実態として寄附者が増えているのか。(飯銅総務局長)

⇒実態として、指定を受けると、認定法人に移行するところが増えている。(古庄企画振興局次長)

⇒条例ができたことで、即ち寄附が増えるのは難しいと考えている。市としては、その環境整備が必要ということで、条例を制定したいと考えているところ。(原本企画振興局長)

⇒市としては、法人の管理をきちんとした上で、指定制度の入り口は広くしたいと思料。(古庄企画振興局次長)

◇この制度による指定や取り消しに際しては、審査会等によるのか。(木下財政局長)

⇒この制度を持っている他都市においては、指定に際して、その半分以上が審査会に諮られているところ。本市が審査会による審査を行わない理由は、事務局で精査した上でその指定や取り消しについて議決を得る必要があるため、不要としている。

(市民協働課)

⇒議決を得るに際しても、外部委員のいる審査会を経ている意

味はあると思料。ただ、現段階で審査会の予定はない。

(古庄企画振興局次長)

◇平成27年4月から条例施行するにあたり、周知はどのようにするのか。(幸山市長)

⇒まずは市内NPO法人全体に周知徹底を図っていききたい。

(古庄企画振興局次長)

⇒市民協働に関する取り組みの中で、打ち出していければいいのではないかと思料。(幸山市長)

⇒広報などの様々な手法を使って、市全体への周知徹底を図っていききたい。(古庄企画振興局次長)

◇国の認定のハードルはなぜ高いのか。国のハードルが高いのに対し、本市の指定のハードルが低いことについて整理しておく必要があるのではないか。(高田副市長)

⇒法改正によって、地方自治体が地域の実態に応じて基準を考えるべきという前提を踏まえ、本市として市民協働を推進するという考え方のもと、本市のNPO法人の実態を鑑みて、応援し、育てていくべきと思料。(古庄企画振興局次長)